

# 令和3年度 観音寺市浄化槽設置整備事業補助金 変更点のご案内

## ❖ 1 完納証明書の添付が不要になります。

下水道課から税務課へ、申請者の観音寺市税の納付状況を照会します。  
申請者は、照会にあたって同意が必要になります。  
(その旨を申請書に記載しています。)

## ❖ 2 申請書受付後に、職員による現地調査をします。中間検査は廃止します。

申請書の受付後、職員が現地調査をします。  
このため、交付決定通知書の発送までに2週間程度かかります。  
着工日まで余裕をもって申請してください。  
なお、これまで浄化槽の埋設時に行っていた、職員による中間検査は廃止します。  
中間確認を含めた施工チェックシートへ変更しますので、浄化槽設備士が確認をしてください。

## ❖ 3 一部書類の押印が不要になります。 申請の際には、新しい様式をダウンロードして、ご利用ください。

押印の見直しについては、「よくある質問集」6ページのQ21をご覧ください。  
様式については、「よくある質問集」12ページの「様式集の使い方」をご覧ください。

## ❖ 4 下水道課窓口が変わりました。

令和3年3月29日(月)より、**観音寺市下水浄化センター2階**へ移転します。  
○住所 〒768-0065 観音寺市瀬戸町四丁目2番11号  
○電話番号 0875-25-6890 (変わりません)  
○FAX 0875-25-2479 (変わります)  
○開庁時間 平日(年末年始を除く)の8:30から17:15まで  
※申請書類等は郵送でも受け付けします。

